

下松市告示第20号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めるため、同法第19条第7項の規定により、地域計画の案を下記のとおり公告し、縦覧に供する。

令和7年2月27日

下松市長 國井 益雄



記

1 地域計画を定める地域

- (1) 下松地区
- (2) 米川地区

2 縦覧場所

- (1) 下松市役所4階 農林水産課窓口
- (2) 下松市ホームページ

3 縦覧期間

令和7年2月28日から令和7年3月13日まで

4 意見書の提出について

地域計画の案については、下松市に意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとし、提出先は下松市地域振興部農林水産課とする。